
新旧対照表方式とは

1. 改め文方式

湖南省の条例、規則、要綱（告示）等の一部改正は、法令の一部改正の方式と同様に、『第○条第△項中「○○」を「××」に改める。』というように個々具体的な条項等を特定して必要最小限の字句等を改正するいわゆる「改め文」方式を採用し、当該一部改正の内容を説明する参考資料として、新旧対照表を作成してきた。

※改め文方式の例

（「×」は空白）

×××湖南省○○○○○○条例の一部を改正する条例

×湖南省○○○○○○条例（令和○年湖南省条例第○号）の一部を次のように改正する。

×第○条第△項中「○○」を「△△」に改める。

×第◇条中「△△」を「○○」に改め、同条第○号中「□□」を「◇◇」に改め、同条第△号を削り、同条第□号中「☆☆」を「★★」に改め、同号を同条第◇号とする。

×××附 則

×この条例は、公布の日から施行する。

2. 新旧対照表方式

(1) 導入理由

改め文方式は、市民にとって理解しづらいという側面があり、また、専門知識を必要とすることから職員の負担となっている。こうした問題を解決するため、国や一部自治体では、改正文に新旧対照表を表記する改正方式（新旧対照表方式）を導入している。

これらの状況を踏まえ、湖南省の条例等の一部改正は、「例規をより分かりやすいものとすること」および「職員の負担軽減」の観点から、「新旧対照表方式」により行うものとする。

(2) 導入スケジュール

全ての例規について、令和7年4月1日以後に起案するものから、新旧対照表を用いた改正方式により一部改正を行う。なお、令和7年6月定例会以降、議会に提出する条例議案についても、新旧対照表方式によるものとする。

○新旧対照表方式のイメージ

○改め文方式

例規改正の際は、改正文により改正を行い、参考資料として新旧対照表を作成。議案も改正文が議案となり、議案資料として新旧対照表を作成している。

改正文

湖南省〇〇センター条例の一部を改正する条例

湖南省〇〇センター条例（平成〇年湖南省条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第9条において」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

改正前	改正後				
第1条 【略】 (名称及び位置)	第1条 【略】 (名称及び位置)				
第2条 【略】 2 〇〇センターに次の附属施設を置く。	第2条 【略】				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖南省子どもの広場</td> <td>湖南省中央一丁目1番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湖南省子どもの広場	湖南省中央一丁目1番地	
名称	位置				
湖南省子どもの広場	湖南省中央一丁目1番地				
第3条～第6条 【略】 (利用許可の取消し等)	第3条～第6条 【略】 (利用許可の取消し等)				
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、〇〇センターの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること（以下「取消し等」という。）ができる。 (1)～(4) 【略】	第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、〇〇センターの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること（第9条において「取消し等」という。）ができる。 (1)～(4) 【略】				
第8条以下 【略】	第8条以下 【略】				
	附則 この条例は、公布の日から施行する。				

○新旧対照表方式

改正文中に新旧対照表を記載する。そのため、別途新旧対照表は作成しない。改正部分に下線を引き太字にする。議案資料としては、議案の趣旨と概要を記載する鑑文書のみとする。

湖南省〇〇センター条例の一部を改正する条例

湖南省〇〇センター条例（平成〇年湖南省条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後				
第1条 【略】 (名称及び位置)	第1条 【略】 (名称及び位置)				
第2条 【略】 2 〇〇センターに次の附属施設を置く。	第2条 【略】 (削る)				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖南省子どもの広場</td> <td>湖南省中央一丁目1番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	湖南省子どもの広場	湖南省中央一丁目1番地	
名称	位置				
湖南省子どもの広場	湖南省中央一丁目1番地				
第3条～第6条 【略】 (利用許可の取消し等)	第3条～第6条 【略】 (利用許可の取消し等)				
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、〇〇センターの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること（以下「取消し等」という。）ができる。 (1)～(4) 【略】	第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、〇〇センターの利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること（ 第9条 において「取消し等」という。）ができる。 (1)～(4) 【略】				
第8条以下 【略】	第8条以下 【略】				

附則

この条例は、公布の日から施行する。